

国立大学法人大分大学患者家族滞在施設使用細則

平成26年1月28日制定
平成26年細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学患者家族滞在施設（以下「患者家族滞在施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(施設の位置)

第2条 患者家族滞在施設の位置は、由布市挾間町（挾間キャンパス内）とする。

(使用の範囲)

第3条 患者家族滞在施設を使用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人大分大学医学部附属病院に入院し、又は通院する小児患者及びその家族
- (2) その他資産管理役が特に認める者

(管理運営)

第4条 患者家族滞在施設の管理運営の責任者（以下「管理者」という。）は、資産管理役とする。

(使用の承認)

第5条 患者家族滞在施設を使用しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。

(使用の手続)

第6条 患者家族滞在施設を使用するときは、原則として当該使用日の3日前（休日を含まず。）までに、受付担当部署を経由して所定の申込書を管理者に提出しなければならない。

2 患者家族滞在施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用期間の変更及び使用の中止をする場合は、事前に届け出なければならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める施設使用料を所定の期日までに納付しなければならない。なお、既納の施設使用料は、天災、事変その他の理由により管理者が、当該施設を使用させることが困難であると認めるとき、又は利用日の前日（休日を含まず。）までに使用者から取消しの申出があったときは、返還することができる。

(使用時間)

第8条 患者家族滞在施設の使用は、同一使用者が引き続き使用する場合には、72時間を超えないものとする。ただし、管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(使用承認の取消し)

第9条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 管理者が、当該施設を使用させることが困難であると認めるとき。
- (2) 使用者が、この細則及び使用に係る条件に違反したとき。

(損害の賠償)

第10条 患者家族滞在施設の使用に当たり、使用者の責任により建物及び備品等に損害が発生したときは、管理者は損害の賠償を請求することができる。

(休館日)

第11条 患者家族滞在施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの間
- (2) 補修、模様替等のため必要とする日
- (3) その他管理者が指定する日

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認める場合は、患者家族滞在施設を使用させることができる。

(事務)

第12条 患者家族滞在施設の予算に関する事務は財務部施設企画課が処理し、建物の維持管理、及び受付等に関する事務は財務部経理課挾間調達室が処理する。

(東院会館の一部の使用)

第13条 患者家族滞在施設が使用中の場合において、国立大学法人大分大学職員会館使用細則第2条第2号に規定する東院会館の5号室が使用されていないときは、当該5号室をこの細則に定める患者家族滞在施設とみなし、使用させることができる。

2 前項による使用については、第3条から第12条までの規定の例による。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、患者家族滞在施設の使用に関し必要な事項については、管理者が定める。

附 則

この細則は、平成26年1月28日から施行する。

附 則 (平成26年細則第2号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年細則第10号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

使用料

1家族	18時間以内	1,800円
18時間を超える場合にあつては 超える時間1時間につき 100円		

備考 上記の使用料には消費税等を含む。